

「山本修さんへの強制出向延長取消裁判」を勝利するぞ！

会社の一方向的な出向延長を許さず全力で JR 帰任に向け闘う声明！

私たち JR 東海労東京地区分会は本日（3月19日）、東京地方裁判所民事第11部に提訴受理された「就労義務不存在確認等請求事件」（通称強制出向延長取消裁判）の第一回裁判を行い、山本さん本人による自信に満ちた堂々たる意見陳述をもって JR 東海会社の規定や協約のどこにも記載されていないこの出向延長命令が根拠のない不当な命令であることを裁判所に訴え、公正な審理のもと、私たちの主張を認めすみやかに JR 本体への帰任を命ずる勝利判決が下されることを求めると同時に会社の理不尽な姿勢を正す厳正な判断を仰いだ。私たちは、今や所属労組のいかに関わらずかけられている会社の横暴と理不尽を許さない広範な取り組みを進めながら一日も早い山本さんの JR 帰任に向け今後の裁判を闘う決意である。

2012年6月14日、会社は山本さんに対し、不当にも SMT 東京ターミナル事業所への出向延長の事前通知を一方向的に発令した。山本さんは、3年の出向期間満了に伴う今回の出向契約を再度更新すれば、次回は自動的に54才の原則出向制度が適用され退職まで出向が固定化されかねないことや現在の出向先での勤務が過酷で身体を壊す不安を抱えていたこともあり、それまでも管理者との面談等で再三にわたり今回で若年出向を終了し、JR 本体に帰任することを強く希望してきた。また、会社も「山本さんの元職場は車両所になる」と JR 本体に帰任する場合の山本さんの帰属先が車両所であることを明らかにしていたのだ。しかし、会社は出向が満了となる6月に入るやいなや畳みかけるように出向延長を強要するためだけの面談を行い、山本さんの意向を一切無視する極めて不誠実な対応に終始した挙句、本人の同意のないまま一方向的に出向延長の事前通知を山本さんに対し発令した。

私たちは、この不当極まりない発令に対し、直ちに抗議し団交の申し入れを行ったが会社の理不尽な姿勢は変わらず、やむなく東京地方裁判所に労働審判の申し立てを行った。三回にわたる労働審判では「少なくとも出向延長期間を一年以内に短縮する」と最大限の譲歩を提示したが残念ながら和解には至らなかった。私たちは限られた時間の中で、この出向延長命令が根拠のないものであることを明らかにし、山本さんの JR 帰任を早期に実現するには最早裁判に訴えるしかないと考え、今回組織の全力を挙げての裁判闘争に決起した。

裁判では JR 東海の労働協約、就業規則や出向規定に照らしてもどこにも「出向延長に関する規定」が存在しないこと、またそのことに伴い山本さんの同意のないまま出向延長を命じる権限が会社に一切ないことをあらためて訴えていく。

会社は労働審判の中で、「JR 本体内には山本さんの帰任する場所がどこにもない。従って現状の出向先が山本さんにとって一番妥当である」とうそぶいている。このような社員の尊厳を平然と侮辱する言葉こそ会社の姿勢そのものの表れではないか！今、職場では些細なミスや不祥事に対し会社による処分と共に出向や若年出向といった形での懲罰出向を伴う「二重処分」がやりたい放題に行われ泣く泣く退職していった仲間も存在する。私たちは、彼らのためにもこの裁判を勝利し、会社の横暴と専制的労務管理を許さずさらなる組織の強化・拡大に向け邁進していく。

2013年3月19日

JR 東海労働組合 東京地区分会